

# 中小企業子育て支援助成金

平成19年度予算案 2,970百万円

子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実のため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主(従業員100人以下)に対する助成を行う。(平成18年度から5年間の特別措置)。

## ○支給要件

中小企業事業主(従業員100人以下)において、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、以下の①又は②のいずれかの措置を講じた場合に支給

### ① 育児休業の付与

子の出生後6か月以上休業を取得し、職場復帰後6か月以上継続して雇用されていること。

### ② 短時間勤務制度の適用(3歳未満)

3歳未満の子を持つ労働者が6か月以上短時間勤務制度を利用したこと。

## ○支給額

2の①又は②のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで次の額を支給する。

1人目 育児休業 100万円(定額)

短時間勤務 60万円、80万円又は100万円(利用期間に応じて)

2人目 育児休業 60万円(定額)

短時間勤務 20万円、40万円又は60万円(利用期間に応じて)